

履 修 規 程

外国語学部履修規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から卒業までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

別表 8 教育課程表

英米語学科

| コア必修科目 English Communication and Issues in Humanities and Social Sciences | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
|---|----------|---|---|---|----------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| Introduction to Academic English | 2 | | | | EHMS1011 |
| Essay Writing I | 2 | | | | EHMS1021 |
| Essay Writing II | | 2 | | | EHMS2021 |
| Essay Writing III | | 2 | | | EHMS2022 |
| Academic Reading I | 4 | | | | EHMS1031 |
| Academic Reading II | 4 | | | | EHMS1032 |
| Academic Reading III | | 4 | | | EHMS2031 |
| Academic Reading IV | | 4 | | | EHMS2032 |
| Communication in English I | 2 | | | | EHMS1041 |
| Communication in English II | 2 | | | | EHMS1042 |
| Communication in English III | | 2 | | | EHMS2041 |
| Communication in English IV | | 2 | | | EHMS2042 |
| English Presentation and Discussion A | | | 4 | | EHMS3051 |
| English Presentation and Discussion B | | | 4 | | EHMS3052 |

スペイン語学科

| コア必修科目 Spanish Communication and Issues in Humanities and Social Sciences | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
|---|----------|---|---|---|----------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| Comunicación en Español I | 2 | | | | SHMS1011 |
| Comunicación en Español II | 2 | | | | SHMS1012 |
| Comunicación en Español III | | 2 | | | SHMS2011 |
| Comunicación en Español IV | | 2 | | | SHMS2012 |
| スペイン語演習 I | 2 | | | | SHMS1021 |
| スペイン語演習 II | 2 | | | | SHMS1022 |
| スペイン語演習 III | | 4 | | | SHMS2021 |
| スペイン語演習 IV | | 4 | | | SHMS2022 |
| スペイン語文法 I | 4 | | | | SHMS1031 |
| スペイン語文法 II | 4 | | | | SHMS1032 |
| スペイン語文法 III | | 2 | | | SHMS2031 |
| スペイン語文法 IV | | 2 | | | SHMS2032 |
| ベーシック・スペイン | 2 | | | | SHMS1041 |
| ベーシック・ラテンアメリカ | 2 | | | | SHMS1042 |
| Communication in English I | 2 | | | | SHMS1051 |
| Communication in English II | 2 | | | | SHMS1052 |
| Communication in English III | | 2 | | | SHMS2051 |
| Communication in English IV | | 2 | | | SHMS2052 |

| コース科目 | | | | | 科目番号 |
|---|----------|---|---|---|----------|
| グローバル言語・文化コース Concentration in Global Language and Cultural Studies | 配当年次・単位数 | | | | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 英語学概論 | 4 | | | | GCLG1011 |
| スペイン語学概論 | | 4 | | | GCLG2021 |
| 言語学研究 A | 4 | | | | GCLG1031 |
| 言語学研究 B | 4 | | | | GCLG1032 |
| 言語学研究 C | 4 | | | | GCLG1033 |
| 言語学分析 | 4 | | | | GCLG1034 |
| 日本語学概論 | 4 | | | | GCLG1041 |
| 日本語学 A | 4 | | | | GCLG1051 |
| 日本語学 B | 4 | | | | GCLG1052 |
| 英語文学概論 | 4 | | | | GCLT1061 |
| イギリス文学史 | 4 | | | | GCLT1071 |
| アメリカ文学史 | 4 | | | | GCLT1081 |
| 英語文学作品研究 | | | 4 | | GCLT3061 |
| 北アメリカ文化論 | | 4 | | | GCAS2091 |
| イペロアメリカ文化論 | | 4 | | | GCAS2101 |
| ヨーロッパ文化論 | | 4 | | | GCAS2111 |
| アジア文化論 | | 4 | | | GCAS2121 |
| アフリカ文化論 | | 4 | | | GCAS2131 |
| 文化人類学 | 4 | | | | GCAS1141 |
| 社会学 | | 4 | | | GCSO2151 |
| 現代文化研究 | | 4 | | | GCAS2161 |
| 比較文化研究 | | 4 | | | GCAS2171 |
| 民俗学 | | | 4 | | GCAS3181 |
| 宗教学 | | | 4 | | GCAS3191 |
| 日本学 A | 4 | | | | GCAS1201 |
| 日本学 B | 4 | | | | GCAS1202 |
| 日本学 C | | 4 | | | GCAS2201 |
| 日本語教授法 A | | 4 | | | GCED2211 |
| 日本語教授法 B | | 4 | | | GCED2212 |
| 英語科教育法 I | | 4 | | | GCED2221 |
| 英語科教育法 II | | 4 | | | GCED2222 |
| 手話 | | | 4 | | GCLG3231 |

| コース科目 | | | | | |
|--|----------|---|---|---|----------|
| 国際関係・ビジネスコース Concentration in International Relations and Business Studies | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 現代国際政治史 | 4 | | | | IBIR1011 |
| 国際安全保障論 | 4 | | | | IBIR1021 |
| 国際政治経済論 | 4 | | | | IBIR1032 |
| 日本対外政策論 | 4 | | | | IBIR1043 |
| アメリカ対外政策論 | 4 | | | | IBIR1054 |
| 民主主義と人権 | | 4 | | | IBIR2061 |
| 国際ガバナンス論 | | 4 | | | IBIR2071 |
| 日本政治論 | | 4 | | | IBIR2081 |
| アメリカ政治論 | | 4 | | | IBIR2091 |
| ヨーロッパ政治論 | | 4 | | | IBIR2101 |
| 東アジア政治論 | | 4 | | | IBIR2111 |
| 中東政治論 | | 4 | | | IBIR2121 |
| 経済学概論 | 4 | | | | IBEC1131 |
| ミクロ経済学 | 4 | | | | IBEC1141 |
| マクロ経済学 | | 4 | | | IBEC2141 |
| 国際経済学 | | 4 | | | IBEC2151 |
| 国際交通論 | | 4 | | | IBEC2161 |
| 金融論 | | 4 | | | IBEC2171 |
| 経営学概論 | 4 | | | | IBBA1181 |
| マーケティング | | 4 | | | IBBA2191 |
| 会計学 | | 4 | | | IBBA2201 |
| Business English | | 4 | | | IBBA2211 |
| Hospitality English | | | 2 | | IBBA3221 |

| コース科目 | | | | | |
|---|----------|---|---|---|------------|
| 英語&デジタルコース Concentration in English & Digital Studies | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| デジタルリテラシー | 2 | | | | EDDS1011 |
| データリテラシー | 2 | | | | EDDS1012 |
| コンピューターと社会 | 4 | | | | EDDS1021 |
| ビジネス統計 | 2 | | | | EDDS1031 |
| ビジネス数学 | 2 | | | | EDDS1032 |
| データ分析経済学 | | 4 | | | EDDS2031 |
| メディア・スタディーズ | | 4 | | | EDDS2041 |
| デジタルビジネス論 | | | 4 | | EDDS3041 |
| プログラミング | | | 4 | | EDDS3051 |
| English for Technology Careers | | | 4 | | EDDS3061 |
| Topics in Business and Sciences | | | 4 | | EDDS3071 |
| コンピューターと情報活用術 | | 4 | | | EDDS2081 |
| ITとビジネス | | 4 | | | EDDS2021 |
| インタラクティブメディア概論 | | 4 | | | EDDS2091 |
| アルゴリズム基礎論 | | 4 | | | EDDS2101 |
| アートサイエンス | | | 4 | | EDDS3111 |
| デジタルシティズンシップ | | | 4 | | EDDS3121 |
| データマイニング | | | 4 | | EDDS3131 |
| グローバル・データサイエンス A～E | | | 4 | | EDDS3141～5 |

| コース科目 | | | | | |
|---|----------|---|---|---|----------|
| International and Global Studies コース Concentration in International and Global Studies | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| Surveys in Literature | | | 4 | | IGLT3011 |
| Topics in Literature | | | 4 | | IGLT3021 |
| Asian Religion and Philosophy | | | 4 | | IGRE3031 |
| History in Asia | | | 4 | | IGHI3041 |
| Topics in History | | | 4 | | IGHI3051 |
| Aesthetics | | | 4 | | IGAR3061 |
| Art Across Cultures | | | 4 | | IGAR3071 |
| Topics in Art | | | 4 | | IGAR3081 |
| Film Studies | | | 4 | | IGME3091 |
| Multi-Media Studies | | | 4 | | IGME3101 |
| Music | | | 4 | | IGAR3111 |
| Anthropological Approaches to Cultural Issues | | | 4 | | IGCS3121 |
| Sociology and Sociological Methods | | | 4 | | IGCS3131 |
| International Relations | | | 4 | | IGPS3141 |
| Foreign Policy | | | 4 | | IGPS3151 |
| History of International Politics | | | 4 | | IGPS3161 |
| War and Peace | | | 4 | | IGPS3171 |
| International Political Economy | | | 4 | | IGPS3181 |
| International Development | | | 4 | | IGPS3191 |
| International Law | | | 4 | | IGLW3201 |
| Japanese Law | | | 4 | | IGLW3211 |
| Economic Theory | 4 | | | | IGEC2221 |
| Economic Development | | | 4 | | IGEC3231 |
| Topics in Regional Economics | | | 4 | | IGEC3241 |
| Marketing | | 4 | | | IGBA2251 |
| Management and Leadership | | | 4 | | IGBA3261 |
| International Business | | | 4 | | IGBA3271 |
| Business Ethics | | 4 | | | IGBA2281 |
| Finance and Accounting | | | 4 | | IGBA2291 |
| Communication | | | 4 | | IGSC2301 |

| コース共通科目 Cross-Concentration Electives | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
|--|----------|---|---|---|------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 英語文化圏概論 | 4 | | | | CEHI1011 |
| イベロアメリカ文化圏概論 | 4 | | | | CEHI1021 |
| 英検演習(準1級) | 2 | | | | CELG1031 |
| 英検演習(1級) | 2 | | | | CELG1032 |
| TOEFL 演習 I | 2 | | | | CELG1033 |
| TOEFL 演習 II | 2 | | | | CELG1034 |
| TOEIC 演習 I | | 2 | | | CELG2031 |
| TOEIC 演習 II | | 2 | | | CELG2032 |
| 通訳演習 | | | 2 | | CELG3041 |
| 英語翻訳演習 | | | 2 | | CELG3051 |
| ツーリズム | 4 | | | | CETO1061 |
| エアポート・ビジネス | 4 | | | | CETO1071 |
| ホテル・ビジネス | 4 | | | | CETO1081 |
| エアライン・ビジネス | 4 | | | | CETO1072 |
| ホスピタリティ | 4 | | | | CETO1091 |
| キャリア・デザイン | 2 | | | | CESC1101 |
| キャリア形成 | | 2 | | | CESC2101 |
| プロジェクト・セミナー I | | | 2 | | CESC3101 |
| プロジェクト・セミナー II | | | 2 | | CESC3102 |
| Academic Project | | | 4 | | CESC3111 |
| Academic Seminar I | | | 2 | | CESC3121 |
| Academic Seminar II | | | 2 | | CESC3122 |
| Intensive English Studies A | 1 | | | | CELG1131 |
| Intensive English Studies B | 1 | | | | CELG1132 |
| Intensive English Studies C | 1 | | | | CELG2131 |
| Intensive English Studies D | 2 | | | | CELG2132 |
| Intensive English Studies E | 2 | | | | CELG1133 |
| Intensive English Studies F | 2 | | | | CELG1134 |
| Intensive English Studies G | 4 | | | | CELG2133 |
| Intensive English Studies H | 4 | | | | CELG2134 |
| 専門研究特別講義 A～O | | | 4 | | CESC314A～O |
| 専門研究特別講義 P～Z | | | 2 | | CESC314P～Z |
| 専門研究特別演習 A～O | | | 4 | | CESC315A～O |
| 専門研究特別演習 P～Z | | | 2 | | CESC315P～Z |

| コース共通科目 Cross-Concentration Electives | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
|--|----------|---|---|---|------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 海外事情研究A～O | 4 | | | | CESC116A～O |
| 海外事情研究P～Z | 2 | | | | CESC116P～Z |
| スペイン語文学概論 | | 4 | | | CELT2171 |
| スペイン文学史 | | 4 | | | CELT2172 |
| ラテンアメリカ文学史 | | 4 | | | CELT2181 |
| スペイン語文学作品講読 | | 4 | | | CELT2191 |
| 資格スペイン語A (DELE) | | 2 | | | CELG2201 |
| 資格スペイン語B (スペイン語技能検定) | | 2 | | | CELG2202 |
| スペイン語翻訳演習 | | | 2 | | CELG3211 |
| スペイン語通訳ガイド演習 | | | 2 | | CELG3221 |
| スペイン語科教育法 I | | | 4 | | CEED3231 |
| スペイン語科教育法 II | | | 4 | | CEED3232 |
| 時事スペイン語 | | | 2 | | CEMS3241 |
| Comunicación Avanzada en Español I | | | 4 | | CEMS3251 |
| Comunicación Avanzada en Español II | | | 4 | | CEMS3252 |
| Gramática Avanzada del Español | | | 4 | | CEMS3261 |
| Lectura Avanzada del Español | | | 4 | | CESC3271 |
| Estudios Académicos I | | | 2 | | CESC3281 |
| Estudios Académicos II | | | 2 | | CESC3282 |
| PIE Inicial I | | 2 | | | CELG2291 |
| PIE Inicial II | | 2 | | | CELG2292 |
| PIE Intermedio A | | | 2 | | CELG3291 |
| PIE Intermedio B | | | 2 | | CELG3292 |
| PIE Intermedio C | | | 2 | | CELG3293 |
| PIE Intermedio D | | | 2 | | CELG3294 |
| PIE Superior A | | | 2 | | CELG3295 |
| PIE Superior B | | | 2 | | CELG3296 |
| PIE Superior C | | | 2 | | CELG3297 |
| PIE Superior D | | | 2 | | CELG3298 |
| 卒業研究 I | | | | 2 | CESC4301 |
| 卒業研究 II | | | | 2 | CESC4302 |

| 全学共通教育科目 General Education | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
|-------------------------------|----------|---|---|---|----------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 哲学 | | | 4 | | GELA3191 |
| 人権問題論 | | | 4 | | GELA3201 |
| 憲法 | | 4 | | | GELA2211 |
| 民法 | | 4 | | | GELA2221 |
| 労働関係法 | | 4 | | | GELA2231 |
| 政治学 | | 4 | | | GELA2241 |
| グローバル・アース | | 4 | | | GELA2251 |
| 数学 | | 4 | | | GELA2261 |
| 心理学 | | | 4 | | GELA3271 |
| 科学とくらし | | | 4 | | GELA3281 |
| 文学 | | | 4 | | GELA3291 |
| 総合科目 A | | | 4 | | GELA3321 |
| 総合科目 B | | | 4 | | GELA3322 |
| 総合科目 C | | | 4 | | GELA3323 |
| 総合科目 D | | | 4 | | GELA3324 |
| 総合科目 E | | | 4 | | GELA3325 |
| 総合科目 F | | 2 | | | GELA1321 |
| 総合科目 G | | 2 | | | GELA1322 |
| 総合科目 H | | 2 | | | GELA1323 |
| 総合科目 I | | 2 | | | GELA1324 |
| スポーツ健康科学 | | | | 2 | GELA3301 |
| スペイン語 I | | 2 | | | GEFL2031 |
| スペイン語 II | | 2 | | | GEFL2032 |
| 中国語 I | | 2 | | | GEFL2041 |
| 中国語 II | | 2 | | | GEFL2042 |
| 中国語 III | | 2 | | | GEFL2043 |
| フランス語 I | | 2 | | | GEFL2051 |
| フランス語 II | | 2 | | | GEFL2052 |
| ドイツ語 I | | 2 | | | GEFL2061 |
| ドイツ語 II | | 2 | | | GEFL2062 |
| イタリア語 I | | 2 | | | GEFL2071 |
| イタリア語 II | | 2 | | | GEFL2072 |
| ハンブル I | | 2 | | | GEFL2081 |
| ハンブル II | | 2 | | | GEFL2082 |
| ロシア語 | | 2 | | | GEFL2091 |

| 全学共通教育科目 General Education | 配当年次・単位数 | | | | 科目番号 |
|-------------------------------|----------|---|---|---|----------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| ポルトガル語 | | 2 | | | GEFL2101 |
| デンマーク語 | | 2 | | | GEFL2111 |
| スウェーデン語 | | 2 | | | GEFL2121 |
| ハンガリー語 | | 2 | | | GEFL2131 |
| フィンランド語 | | 2 | | | GEFL2141 |
| アラビア語 | | 2 | | | GEFL2151 |
| ラテン語 | | 2 | | | GEFL2161 |
| 総合実習A(インターンシップ) | 2 | | | | GESC1331 |
| 総合実習B(インターンシップ) | 2 | | | | GESC1332 |
| 総合実習C(インターンシップ) | 2 | | | | GESC1333 |
| 総合実習D(インターンシップ) | 2 | | | | GESC1334 |
| 総合実習E(インターンシップ) | 1 | | | | GESC1335 |
| 総合実習F(ボランティア) | 2 | | | | GESC1341 |
| 総合実習G(ボランティア) | 2 | | | | GESC1342 |
| 総合実習H(ボランティア) | 2 | | | | GESC1343 |
| 総合実習I(ボランティア) | 2 | | | | GESC1344 |
| 総合実習J(ボランティア) | 1 | | | | GESC1345 |

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(セメスター制)

第 2 条 科目の開講方法はセメスター制とする。

- 2 本規程におけるセメスター制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は表 1 に定める。

表 1 授業時間

| 第 1 限 | 第 2 限 | 第 3 限 | 第 4 限 | 第 5 限 | 第 6 限 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 9:00～10:30 | 10:45～12:15 | 13:15～14:45 | 15:00～16:30 | 16:40～18:10 | 18:20～19:50 |
| 休憩 | 15分 | 60分 | 15分 | 10分 | 10分 |

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目(以下「履修科目」という)について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 44 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。
- 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。
- 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の各号に定める。
 - (1) 春学期は 8 月 31 日。
 - (2) 秋学期は 2 月末日。
- 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(卒業所要単位)

第 5 条 卒業に必要な総単位数は 124 単位とし、卒業要件 1 から 3 の所要単位をすべて修得しなければならない。

- 2 学則第 32 条第 1 項第 2 号に定める科目区分は、本規程上、次の各号のとおり称する。
 - (1) 専門必修科目はコア必修科目という。
 - (2) 専門選択科目はコース科目という。コース科目は、グローバル言語・文化コース科目、国際関係・ビジネスコース科目、英語&デジタルコース科目、International and Global Studies コース科目、およびコース共通科目に区分する。

3 英米語学科の卒業要件および卒業所要単位は、表2に定める。

表2 英米語学科卒業所要単位

| 区分 | | 各学年単位数 | | | | 合計 |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | |
| 卒業要件1 | コア必修科目 | 16 | 16 | 8 | | 40 |
| 卒業要件2 | グローバル言語・文化コース | 52 (自コース指定科目および 自コース科目28単位を含む) | | | | 52 |
| | 国際関係・ビジネスコース | | | | | |
| | 英語&デジタルコース | | | | | |
| | International and Global Studies コース | | | | | |
| | コース共通科目 | | | | | |
| 卒業要件3 | 全学共通教育科目 | 32 | | | | 32 |
| 卒業所要単位 | | | | | | 124 |

4 スペイン語学科の卒業要件および卒業所要単位は、表3に定める。

表3 スペイン語学科卒業所要単位

| 区分 | | 各学年単位数 | | | | 合計 |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | |
| 卒業要件1 | コア必修科目 | 24 | 20 | | | 44 |
| 卒業要件2 | グローバル言語・文化コース | 52 (自コース指定科目および 自コース科目28単位を含む) | | | | 52 |
| | 国際関係・ビジネスコース | | | | | |
| | 英語&デジタルコース | | | | | |
| | International and Global Studies コース | | | | | |
| | コース共通科目 | | | | | |
| 卒業要件3 | 全学共通教育科目 | 28 | | | | 28 |
| 卒業所要単位 | | | | | | 124 |

5 卒業要件2は、自らが属するコース科目(自コース科目と表記することがある)の中から28単位以上を修得し、卒業所要単位を充足しなければならない。

6 卒業要件3として認められる単位には、全学共通教育科目、卒業要件2の卒業所要単位52単位を越えて修得した単位が含まれる。

7 3年次終了時まで卒業所要単位を修得した場合であっても、4年次を終了するまでは卒業できない。

(言語運用能力の到達目標)

第5条の2 卒業所要単位124単位とは別に、表4に定める言語運用能力の到達目標を達成するよう努めなければならない。

表4 学科別、学年別到達目標

| 年次 | 英米語学科 | | スペイン語学科 | |
|--------|----------------|--------|---------------|------|
| | TOEFL | TOEIC | スペイン語 技能検定 | DELE |
| 1年次終了時 | 480点(iBT54点)以上 | 560点以上 | 5級 | A1 |
| 2年次終了時 | 500点(iBT61点)以上 | 615点以上 | 4級 | A2 |
| 3年次終了時 | 523点(iBT70点)以上 | 650点以上 | 3級 | B1 |
| 4年次終了時 | 550点(iBT80点)以上 | 730点以上 | 2級 | B2 |

第 3 節 履修登録

(履修登録の定義)

第 6 条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB 学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

- 第 7 条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。
- 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。
 - 3 所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教務委員会に申し出て許可を得なければならない。
 - 4 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、4 年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
 - 5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

- 第 8 条 履修確認とは、WEB 学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。
- 2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。
 - 3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

- 第 9 条 各学期に履修できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、各学期の履修登録単位数に算入しない。
- (1) 全学共通教育科目のうち、「総合実習 A から E(インターンシップ)」および「総合実習 F から J(ボランティア)」。
 - (2) 教育の基礎的理解に関する科目等に定める科目。
 - (3) 日本語教員養成に関する専門科目のうち、「日本語教育実習演習」および「日本語教育実習」。
 - (4) 図書館司書に関する科目。
 - (5) 司書教諭に関する科目。
 - (6) 集中講義科目。
 - (7) そのほか、教務委員会が指定した科目。
- 2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合は、各学期に 24 単位を超える履修を認めることがある。
- 3 他学部等特別履修制度および他大学等との単位互換制度にもとづく履修科目、そのほか別に定める諸制度にもとづく履修科目の単位は、当該学期の履修登録単位数に算入する。

(最低履修科目数)

第 10 条 各学期において、卒業要件科目を 1 科目以上履修しなければならない。

(クラス指定科目)

第 11 条 クラス指定科目とは、あらかじめ履修の学期、曜日、時限等が指定されている科目のことであり、原則として指定の変更はできない。

(配当年次)

第 12 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年をいう。上位年次配当の科目は履修できないが、下位年次配当の科目は履修できる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益と判断した場合は、上位年次配当の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 13 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

- 2 原則として、履修者が 10 名未満の科目は不開講となる。この場合、新たな科目の追加履修はできない。

(履修者数の制限)

第 14 条 科目によって、クラスサイズを調整するために履修者数を制限することがある。

- 2 前項にもとづき、履修登録を行う前に抽選または学内成績、言語運用能力テスト結果を基に選考を行うことがある。
- 3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。

(単位既修得科目)

第 15 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、教務委員会が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 16 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 17 条 再履修とは、不合格になった科目を再度履修登録することをいう。再履修科目の履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(履修取消)

第 18 条 履修科目の取消は、原則として認めない。ただし、コース科目(他コース科目を含む)、全学共通教育科目について、やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

- 2 手続を行わずに放棄した科目の成績評価は、留学等学内の諸制度の選考基準となる学内成績の平均点算出時に算入する。

(授業料その他納付金未納者の履修登録の取扱)

第 19 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

第 4 節 コース選択

(コースの選択)

第 20 条 コースは、入学手続き時に希望調査を行い、入学後に正式に決定する。コース決定方法等は教務委員会が別途指示する。

(他コース科目)

第 21 条 他コース科目の履修は、特に制限を設けない。ただし、特定の科目に履修者が偏った場合は、コース学生の履修を優先することがある。

第 5 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 22 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(遅刻および早退の取扱)

第 23 条 遅刻の取扱は、授業開始後 10 分までとする。10 分を超える遅刻および早退は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 24 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

2 無断で退出した場合は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(出欠席調査)

第 25 条 出欠席調査は、所定の期間内に行う。

(調査結果の取扱)

第 26 条 出欠席調査の結果は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

(コア必修科目出席不良者に対する面談指導)

第 27 条 コア必修科目において、各学期の所定の期間内における授業回数の 2 分の 1 以上を欠席した科目が 2 科目以上の者をコア必修科目出席不良者という。

2 コア必修科目出席不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 コア必修科目出席不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

(公欠)

第 28 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 29 条 傷病等欠席とは、感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る)を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 30 条 長期欠席とは、1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 6 節 成績評価

(成績評価)

第 31 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書(コース・シラバス)にて公示する。

- 2 学期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験等の取扱は、「外国語学部試験規程」に定める。

(成績発表)

第 32 条 成績は学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

- 2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。
- 3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 33 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 5 に定める。

表 5 Grade Point の付与基準

| 成績点数 | Grade Point |
|----------|-------------|
| 100 ~ 97 | 4.0 |
| 96 ~ 93 | |
| 92 ~ 90 | 3.7 |
| 89 ~ 87 | 3.3 |
| 86 ~ 83 | 3.0 |
| 82 ~ 80 | 2.7 |
| 79 ~ 77 | 2.3 |
| 76 ~ 73 | 2.0 |
| 72 ~ 70 | 1.7 |
| 69 ~ 67 | 1.3 |
| 66 ~ 63 | 1.0 |
| 62 ~ 60 | 0.7 |
| 59 ~ 0 | 0.0 |

(Grade Point Average)

第 34 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という) を算出する。

- 2 GPA を算出するための対象科目 (以下「GPA 対象科目」という) は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。
- 3 GPA の算出方法は、表 6 のとおり定める。

表 6 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

- 4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 35 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 7 に定める。

表 7 Letter Grade の基準

| 成績点数 | Letter Grade |
|----------|--------------|
| 100 ~ 97 | A+ |
| 96 ~ 93 | A |
| 92 ~ 90 | A- |
| 89 ~ 87 | B+ |
| 86 ~ 83 | B |
| 82 ~ 80 | B- |
| 79 ~ 77 | C+ |
| 76 ~ 73 | C |
| 72 ~ 70 | C- |
| 69 ~ 67 | D+ |
| 66 ~ 63 | D |
| 62 ~ 60 | D- |
| 59 ~ 0 | F |
| 単位認定科目 | T |

(成績評価の取扱)

第 36 条 成績評価は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

- 2 学内成績の平均点算出対象科目は、過年度の不合格科目も含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。
- 3 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績および前項の平均点は上書きされる。

(コア必修科目成績不良者に対する面談指導)

第 37 条 各学期のコア必修科目において、2 科目以上単位を修得できなかった者をコア必修科目成績不良者という。

- 2 春学期の履修科目におけるコア必修科目成績不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。
- 3 コア必修科目成績不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、春学期成績発表時に保護者宛に郵送する。

第 7 節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分

(進級)

第 38 条 進級とは、当該学年での学修を修了し、上位学年での学修を開始することをいう。進級するためには、各学年において次の各項の進級要件を充足しなければならない。ただし、本学が派遣する 1 年以上の長期留学参加者はこの限りではない。

2 1年次生が2年次へ進級するための要件は、次の各号に定める。

(1) 英米語学科

1年次終了までにコア必修科目「Introduction to Academic English」「Academic Reading I」「Communication in English I」の8単位を含めて卒業要件科目20単位以上を修得していなければならない。

(2) スペイン語学科

1年次終了までにコア必修科目「Comunicación en Español I」「スペイン語演習 I」「スペイン語文法 I」「Communication in English I」の10単位を含めて卒業要件科目20単位以上を修得していなければならない。

3 2年次生が3年次へ進級するための要件は、次の各号に定める。

(1) 英米語学科

2年次終了までに1年次配当のコア必修科目16単位を含めて卒業要件科目36単位以上を修得していなければならない。

(2) スペイン語学科

2年次終了までに1年次配当のコア必修科目24単位を含めて卒業要件科目36単位以上を修得していなければならない。

4 3年次生が4年次へ進級するためには、3年次終了までに卒業要件科目76単位以上を修得していなければならない。

(留年)

第 39 条 前条に定める進級要件を充足できない者は、当該年次に留年となる。

2 留年者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。クラスアドバイザーはGPA等を勘案し、成業の見込がないと判断した場合は、面談時に退学勧奨を行うことができる。

3 面談指導には、保護者を同伴させることがある。

4 年次にかかわらず2回目の留年のおそれがあると判断された者は、成業の見込がないとみなされ、学則第53条第3項第2号の規定にもとづき退学処分とされることがある。

5 同一学年次に留年が2回にわたる場合は、学則第49条第4号の規定にもとづき除籍する。

第 8 節 3年次編入学

(単位認定の申請手続)

第 40 条 単位認定の手続は、入学手続時に、次の各号に定める書類を添付して、指定した期日までに本学へ申請しなければならない。

(1) 出身大学、短期大学、高等専門学校または専修学校の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書

(2) 既修得科目の講義概要

(3) 本学所定の履修報告書

(認定対象科目)

第 41 条 認定対象科目は、本学科目の中から教務委員会が適当と認める科目とする。

(認定単位数)

第 42 条 編入学時の既修得単位の認定は、学則第43条第1項の規定にもとづき行う。

(認定基準)

第 43 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

- (1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合
- (2) 成績評価が低い場合

(修業年限)

第 44 条 3 年次編入学生の修業年限は 2 年とする。

(在学年限)

第 45 条 3 年次編入学生の在学年限は 4 年を超えることはできない。

(資格取得)

第 46 条 本規程第 8 章に定める資格について 2 年間で取得できないことがある。

第 9 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

第 47 条 単位認定の手続は、入学時の教務オリエンテーション後、指定した期日までに教務部に申請しなければならない。

2 申請時に必要な書類は次の各号に定める。

- (1) 出身大学または短期大学の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書。
- (2) 既修得科目の講義概要。
- (3) 本学所定の既修得単位認定申請書(教務部に置く)。

(認定対象科目)

第 48 条 認定対象科目は、学則第 42 条の規定にもとづき、他の大学または短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学科目中、コース科目(他コース科目を含む)または全学共通教育科目の中から本学が指定する科目とする。

(認定単位数)

第 49 条 既修得単位の認定は、30 単位を超えない範囲で行う。

(認定基準)

第 50 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

- (1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合。
- (2) 成績評価が低い場合。

3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総則

(教育課程表)

第 51 条 教育課程表は、別表 8 に定める。

- 2 教育課程表に表記する科目番号は、科目履修の順序や学問分野の分類等を表す。学生は、学修したい分野に関して、科目番号を勘案し、主体的かつ体系的に学修計画を立てなければならない。

(科目名称)

第 52 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I から IV は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、教務委員会が指定する特定科目および個別の許可申請により教務委員会が履修を認めた科目は、この限りではない。

- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から Z は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(先修条件)

第 53 条 特定の科目の履修にあたっては、教務委員会が指定する科目をあらかじめ修得しておかなければならない。これを先修条件という。

(開講学期)

第 54 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。

- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 コア必修科目

(コア必修科目)

第 55 条 コア必修科目(英米語学科 14 科目 40 単位・スペイン語学科 18 科目 44 単位)は、配当年次にしたがって、卒業までに必ず修得しなければならない。

- 2 コア必修科目の履修に替えてコース科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、コア必修科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、コア必修科目が免除になった場合は、相応する単位数をコース科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

(コア必修科目のクラス編成)

第 56 条 コア必修科目の受講クラスは、教務委員会がクラス編成テストの成績にもとづき習熟度別にクラス編成を行い、時間割を指定する。

(英米語学科生の先修条件)

第 57 条 「Essay Writing I」は、「Introduction to Academic English」を修得しなければ履修できない。

第 3 節 各コース共通事項

(コース科目)

第 58 条 コース科目は、各コース科目、コース共通科目の中から、卒業までに 52 単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の卒業所要単位のうち、28 単位以上を自らが属するコースの科目およびコース指定科目の単位で満たさなければならない。

(コース指定科目の定義)

第 59 条 コース指定科目とは、自らが属するコースの科目のうち、卒業までに一定の科目数を修得しなければならない科目のことをいう。

- 2 コース指定科目の履修に替えて他のコース科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、コース指定科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、コース指定科目が免除になった場合は、相応する単位数を他のコース科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

第 4 節 グローバル言語・文化コース

(コース指定科目)

第 60 条 グローバル言語・文化コースの指定科目は、「英語学概論」「スペイン語学概論」「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」「言語分析」「日本語学概論」「日本語学 A」「日本語学 B」「英語文学概論」「文化人類学」「日本学 A」「日本学 B」の 13 科目とする。

- 2 前項に定める指定科目のうち、英米語学科生は「英語学概論」の 1 科目を含めた 4 科目以上を卒業までに修得しなければならない。スペイン語学科生は「英語学概論」「スペイン語学概論」のうちいずれか 1 科目と、「日本語学概論」「英語文学概論」「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」「言語分析」「日本語学 A」「日本語学 B」「文化人類学」「日本学 A」「日本学 B」の中から 3 科目を卒業までに修得しなければならない。

(先修条件)

第 61 条 「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」「言語分析」は、「英語学概論」「スペイン語学概論」のうちいずれか 1 科目を修得しなければ履修できない。

- 2 「日本語学 A」「日本語学 B」は、「日本語学概論」を修得しなければ履修できない。

(スペイン語学科生専用科目)

第 62 条 「スペイン語学概論」は、スペイン語学科生を対象とする。

第 5 節 国際関係・ビジネスコース

(コース指定科目)

第 63 条 国際関係・ビジネスコースのコース指定科目は、「現代国際政治史」「国際安全保障論」「国際政治経済論」「日本対外政策論」「アメリカ対外政策論」「経済学概論」「ミクロ経済学」「経営学概論」「マーケティング」の 9 科目とする。

- 2 前項に定める指定科目のうち、「現代国際政治史」「経済学概論」「経営学概論」の 3 科目を含めた 4 科目以上を卒業までに修得しなければならない。

(先修条件)

第 64 条 「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「国際経済学」「国際交通論」「金融論」は、「経済学概論」を修得しなければ履修できない。

2 「マーケティング」「Business English」は、「経営学概論」を修得しなければ履修できない。

第 6 節 英語&デジタルコース

(コース指定科目)

第 65 条 英語&デジタルコースのコース指定科目は、「デジタルリテラシー」「データリテラシー」の 2 科目とする。

2 前項に定める指定科目を卒業までに修得しなければならない。

(先修条件)

第 66 条 「プログラミング」は、「アルゴリズム基礎論」を修得しなければ履修できない。

2 「データ分析経済学」は、「ビジネス統計」「ビジネス数学」を修得しなければ履修できない。

第 7 節 International and Global Studies コース

(コース指定科目)

第 67 条 International and Global Studies コースのコース指定科目は、設けない。

(他コースからの履修)

第 68 条 International and Global Studies コース以外のコースに属する学生の当該コース科目履修方法は、教務委員会が別途指示する。

第 8 節 コース共通科目

(先修条件)

第 69 条 「Comunicación Avanzada en Español I」は、「Comunicación en Español IV」を修得しなければ履修できない。

2 「Gramática Avanzada del Español」は、「スペイン語文法 IV」を修得しなければ履修できない。

(英米語学科生専用科目)

第 70 条 「イベロアメリカ文化圏概論」は、英米語学科生を対象とする。

(スペイン語学科生専用科目)

第 71 条 「スペイン語文学概論」「スペイン文学史」「ラテンアメリカ文学史」「スペイン語文学作品講読」「スペイン語翻訳演習」「スペイン語通訳ガイド演習」「資格スペイン語 A(DELE)」「資格スペイン語 B(スペイン語技能検定)」「スペイン語科教育法 I および II」「時事スペイン語」「Comunicación Avanzada en Español I および II」「Gramática Avanzada del Español」「Lectura Avanzada del Español」「Estudios Académicos I および II」は、スペイン語学科生を対象とする。

(「Academic Seminar」)

第 72 条 「Academic Seminar I および II」に関する履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(「Estudios Académicos」)

第 73 条 「Estudios Académicos I および II」に関する履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(「Intensive English Studies」)

第 74 条 「Intensive English Studies A から H」に関する履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(「PIE」)

第 75 条 「PIE Inicial I および II」「PIE Intermedio A から D」「PIE Superior A から D」に関する履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(「海外事情研究」)

第 76 条 「海外事情研究 A から Z」は、原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「卒業研究」)

第 77 条 「卒業研究 I および II」は自ら設定した特定の研究テーマについて、指導教員の指導のもと、自ら研究を進める科目であり、研究の過程、成果に対して単位の認定を行う。

- 2 当該科目は、担当教員があらかじめ承諾し、当該教員の指導のもとで研究を進めることが適当と教務委員会が判断した場合のみ、履修を認める。
- 3 履修希望者は、「卒業研究テーマおよび研究計画書(所定様式)」に、あらかじめ担当教員から承諾印を受け、3 年次秋学期の授業終了日までに、教務部へ届け出なければならない。最終的な履修可否は教務委員会が判定し、4 年次の履修登録までに通知する。
- 4 研究の成果は、原則として「I」は 2 回の研究レポート、「II」は「I」での研究を踏まえた研究論文等の成果物によって評価する。
- 5 研究レポート、研究論文の様式、提出方法等に関する必要な事項は、別途配付する「卒業研究履修要領」に定める。

第 9 節 全学共通教育科目

(「総合科目」)

第 78 条 「総合科目 A から I」は、人文、社会、自然科学の分野を特定せず、担当教員が授業計画書によって講義概要を決定する。

(「総合実習」)

第 79 条 「総合実習 A から E(インターンシップ)」は、企業や教育現場等でのインターンシップ(就業体験)に対して単位の認定を行う。

- 2 「総合実習 A から E(インターンシップ)」の履修方法は、本学キャリアセンター、教職教育センター、国際交流部におけるインターンシップ登録者に対して教務委員会が別途指示する。
- 3 「総合実習 F から J(ボランティア)」は、国内外でのボランティア活動に対して単位の認定を行う。
- 4 「総合実習 F から J(ボランティア)」を履修するためには、実習開始の 1 か月前までに実習計画書(所定様式)を教務部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。
- 5 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の基準は次の各号に定める。
 - (1) 30 時間以上 60 時間未満の実習に対して 1 単位を認定する。
 - (2) 60 時間以上 120 時間未満の実習に対して 2 単位を認定する。
 - (3) 120 時間以上 180 時間未満の実習に対して 4 単位を認定する。
 - (4) 180 時間以上 240 時間未満の実習に対して 6 単位を認定する。
 - (5) 240 時間以上の実習に対して 8 単位を認定する。

- 6 春期休暇中に行った実習は、次年度春学期の履修科目として単位の認定を行う。4年次学年末の春期休暇に行った実習の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第4条第4項第1号の規定を適用する。
- 7 夏期休暇中に行った実習は、当該年度秋学期の履修科目として単位の認定を行う。8月卒業予定者の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第4条第4項第2号の規定を適用する。
- 8 当該学期の履修科目として取り扱うためには、当該学期の授業終了日までに単位認定に必要な報告書等の書類を所管部署へ提出しなければならない。
- 9 各学期間で所定の実習時間数を充足できない場合は、次学期以降に行う実習時間を加算することができる。希望者は、各学期終了までに実習継続願(所定様式)を所管部署へ提出し、教務委員会の許可を得なければならない。この場合は、実習内容を変更しても構わない。
- 10 その他、必要な事項は、「実習ハンドブック」に定める。

(英米語学科生専用科目)

第 80 条 「スペイン語ⅠおよびⅡ」は、英米語学科生を対象とする。

第 4 章 各種プログラム

第 1 節 Super IES (Intensive English Studies) プログラム

(目的)

第 81 条 本プログラムは、本学と海外協定大学とが協働し、留学に直結可能な英語の運用能力や教養、留学先大学で必要となるアカデミックスキル等を養成することを目的とする。

(プログラムの受講開始時期)

第 82 条 本プログラムの受講開始時期は、海外協定大学によって異なり、次の各号のいずれかとする。

- (1) 1 年次春学期
- (2) 1 年次秋学期
- (3) 2 年次春学期

(申込資格)

第 83 条 教務委員会が公示する募集要項の定める条件を充足する者。

(対象科目および授業時間数等)

第 84 条 対象科目および授業時間数等は、表 9 に定める。対象科目が該当しない場合は、教務委員会がその都度指示する。

表9 対象科目および授業時間数等

| プログラム 開始時期 | 学期 | 対象科目 | 授業時間数 | 単位数 |
|-----------------------------|------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1年次 春学期 | 春 | Introduction to Academic English | 90分×週12回 | 17単位 |
| | | Academic Reading I | | |
| | | Communication in English I | | |
| | | Essay Writing I | | |
| | | Academic Reading II | | |
| | | Communication in English II | | |
| | Intensive English Studies A | 90分×週12回 | 18単位 | |
| | 秋 | | | Essay Writing II |
| | | | | Academic Reading III |
| | | | | Communication in English III |
| | | | | Essay Writing III |
| | | | | Academic Reading VI |
| Communication in English VI | | | | |
| Intensive English Studies D | 90分×週12回 | 15単位 | | |
| 秋 | | | Essay Writing I | |
| | | | Academic Reading II | |
| | | | Communication in English II | |
| | | | Intensive English Studies B | |
| | | | Intensive English Studies D | |
| | Intensive English Studies G | | | |
| 1年次 秋学期 | 春 | Essay Writing II | 90分×週12回 | 18単位 |
| | | Academic Reading III | | |
| | | Communication in English III | | |
| | | Essay Writing III | | |
| | | Academic Reading VI | | |
| | | Communication in English VI | | |
| | Intensive English Studies E | 90分×週12回 | 15単位 | |
| 春 | Essay Writing II | | | |
| | Academic Reading III | | | |
| | Communication in English III | | | |
| | Intensive English Studies B | | | |
| | Intensive English Studies E | | | |
| | Intensive English Studies G | | | |
| 2年次 春学期 | 春 | Essay Writing III | 90分×週12回 | 15単位 |
| | | Academic Reading VI | | |
| | | Communication in English VI | | |
| | | Intensive English Studies C | | |
| | | Intensive English Studies F | | |
| | | Intensive English Studies H | | |
| | 秋 | Essay Writing III | | |
| | | Academic Reading VI | | |
| | | Communication in English VI | | |
| | | Intensive English Studies C | | |
| | | Intensive English Studies F | | |
| Intensive English Studies H | | | | |

(履修継続要件)

第85条 各学期終了時に、成績不良、出席不良等により履修を継続させることが不適切と教務委員会が判断した者は、次学期において本プログラムを履修できない。

第 2 節 PIE (Programa Intensivo de Español) プログラム

(目的)

第 86 条 本プログラムは、ELE(外国語としてのスペイン語)教育を専門とするネイティブ教員が、1年単位で、すべてスペイン語による授業を行うことにより、スペイン語の運用能力を高めるとともに、イベロアメリカ文化に関する知識を深めることを目的とする。

(申込資格)

第 87 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) スペイン語学科2年次生以上である者。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(スペイン語圏長期留学候補生)

第 88 条 スペイン語圏長期留学候補生には、指定科目として、本プログラムの受講を義務付ける。

(募集時期)

第 89 条 募集時期は、掲示にて公示する。

(履修者の選考)

第 90 条 申込者の中から、筆記試験、学内成績、出席状況等により選考する。

(対象科目および授業時間数等)

第 91 条 対象科目および授業時間数等は、表 10 に定める。

表 10 PIE 対象科目および授業時間数等

| 学年 | 対象科目 | 時間数 | 科目区分および単位数 | |
|----|--|---------|------------|-------|
| | | | コア必修 | コース共通 |
| 2年 | Comunicación en Español III | 90分×週4回 | 2 | |
| | Comunicación en Español VI | | 2 | |
| | PIE Inicial I | | | 2 |
| | PIE Inicial II | | | 2 |
| 3年 | PIE Intermedio A～D PIE Superior A～D | 90分×週4回 | | 8 |
| 4年 | PIE Intermedio A～D PIE Superior A～D | 90分×週4回 | | 8 |

第 5 章 長期海外インターンシップ

(長期海外インターンシップの定義)

第 92 条 本章で定める長期海外インターンシップとは、原則として3か月以上の実習をいう。

(対象となる実習)

第 93 条 対象となる実習は、その目的、活動内容等について、教務委員会が適当と判断し、承認するものに限る。

(参加資格)

第 94 条 各学年において次の各号の条件すべてを充足する者に参加資格を与える。

- (1) 参加時に2年次生以上であること。
- (2) 2年次生、3年次生は、第97条に記載の単位認定対象科目のみで進級要件を充足できる者。
- (3) 4年次生は、第97条に記載の単位認定対象科目のみで卒業要件を充足できる者。
- (4) そのほか、所轄の委員会が公示する募集要項の定める条件を充足する者。

(履修許可)

第 95 条 履修を希望する者は、実習開始の1か月前までに実習計画書(所定様式)を所轄の委員会等に提出し、教務委員会の許可を得なければならない。

- 2 本学以外の各種企業、機関、団体等が企画、実施する実習は、教務委員会が事前に本章の適用の可否を判定する。

(単位の認定)

第 96 条 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の取扱は、本規程第4条第4項第1号および第2号の規定を適用する。

- 2 単位数は、実習時間30時間をもって1単位、60時間をもって2単位とする。
- 3 当該学期の授業終了日までに実習を終え、単位認定に必要な所定の書類一式を教務部へ提出した場合に限り、当該学期の履修科目として単位認定の対象とする。
- 4 学休期を利用して実施する短期のインターンシップは、本規程第79条(「総合実習」)の規定にもとづき単位の認定を行う。

(単位認定対象科目および単位数)

第 97 条 単位認定対象科目は、表11に定める。認定単位数の上限は、原則として、実習期間が6か月未満の場合は20単位、6か月以上1年までの場合は30単位とする。

表11 長期海外インターンシップ単位認定対象科目

| 学科 | 単位認定対象科目 |
|------------------|-------------------------------|
| 英米語学科 スペイン語学科 | 海外事情研究 A～Z、総合実習 A～E(インターンシップ) |

第 6 章 他学部または他大学との単位互換制度

第 1 節 他学部等特別履修制度

(対象科目)

第 98 条 履修対象科目は、開講学部等が指定する科目とする。

(申込資格)

第 99 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。ただし、教務委員会が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 100 条 1 年間に履修できる単位数は、8 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 16 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 8 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 101 条 履修を希望する者は、別に定める「他学部等特別履修生募集要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 前項による履修可否は、科目を開講する当該学部等の学生の受講人数を勘案のうえ、判定を行う。
- 3 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は、原則として認められない。

(履修期間)

第 102 条 他学部等特別履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(科目の読み替え)

第 103 条 履修科目の成績は、原則として、全学共通教育科目の単位として読み替えを行う。

- 2 資格取得等を目的とした特定の科目は、開講学部等の科目および成績を修めたものとして、開講学部等の成績証明書を発行する。

(受講料)

第 104 条 他学部等特別履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は、履修生本人が負担しなければならない。

第 2 節 大阪経済大学単位互換制度

(対象科目)

第 105 条 履修対象科目は、原則として、大阪経済大学で開講される全科目とする。ただし、大阪経済大学の都合により提供されない科目がある。

(申込資格)

第 106 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 107 条 1 年間に履修できる単位数は、4 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。

2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 4 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 108 条 履修を希望する者は、別に定める「大阪経済大学単位互換履修生出願要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

2 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は一切認められない。

(履修期間)

第 109 条 単位互換履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(単位の認定)

第 110 条 単位の認定は、大阪経済大学からの成績評価、取得単位数の通知にもとづき、学則第 40 条第 2 項の規定により本学の科目を修得したものとして行う。

2 原則として、全学共通教育科目として単位の認定を行う。当該科目の成績表記は「認」とし、点数表記はしない。

(受講料)

第 111 条 単位互換履修にともなう登録料や授業料等は、徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は履修生本人が負担しなければならない。

第 7 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 112 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 12 に定める。

表 12 取得できる免許状の種類および教科

| 学 科 | 免許状の種類 | 免許教科 |
|---------------|-------------|-----------|
| 英 米 語 学 科 | 高等学校教諭一種免許状 | 英 語 |
| | 中学校教諭一種免許状 | |
| ス ペ イ ン 語 学 科 | 高等学校教諭一種免許状 | ス ペ イ ン 語 |
| | 中学校教諭一種免許状 | |
| | 高等学校教諭一種免許状 | 英 語 |
| | 中学校教諭一種免許状 | |

(基礎資格および最低修得単位数)

第 113 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 13 に定める。

表 13 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

| 基礎資格 | 学士の学位を有すること | | | |
|---|--|-------------|---------------------------|------------------------------|
| | 教科及び教職に関する科目の最低修得単位数 | | | |
| | 免許法施行規則に定める単位数 | | 本学部で定める単位数 | |
| 免許状の種類 | 高等学校教諭 一種 | 中学校教諭 一種 | 高等学校教諭 中学校教諭 一種(英語) | 高等学校教諭 中学校教諭 一種(スペイン語) |
| 免許法施行規則 に定める科目区分 | | | | |
| 教科及び教科の指導法に 関する科目 | 24 | 28 | 32 | 32 |
| 教育の基礎的理解に 関する科目 | 10 | 10 | 11 | 11 |
| 道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目 | 8 | 10 | 12 | 12 |
| 教育実践に関する科目 | 5 | 7 | 7 | 7 |
| 大学が独自に設定する科目 | 12 | 4 | | |
| 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 | 日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作 | | | |

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(免許取得義務)

第 114 条 免許状取得希望者は、原則として、中学校一種および高等学校一種の 2 種類を取得しなければならない。

(履修方法)

第 115 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」等の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 14-1 英米語学科 教科及び教科の指導法に関する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学科で定める最低修得単位数 | 本学科開講科目 | 単位数 | 必修 | 選択 | 配当年次 | 備考 |
|------------------|-------------|----------------|------------------------------|-----|----|----|------|----------------|
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 英語学 | 32 | 英語学概論 | 4 | | ◎ | 1 | |
| | | | 言語学研究 A | 4 | | ○ | 1 | 1 科目以上 選択必修 |
| | | | 言語学研究 B | 4 | | ○ | 1 | |
| | | | 言語学研究 C | 4 | | ○ | 1 | |
| | | | 言語分析 | 4 | | ○ | 1 | |
| | 英語文学 | | 英語文学概論 | 4 | | ◎ | 1 | |
| | | | イギリス文学史 | 4 | | ○ | 1 | |
| | | | アメリカ文学史 | 4 | | ○ | 1 | |
| | | | 英語文学作品研究 | 4 | | ○ | 3 | |
| | 英語コミュニケーション | | Communication in English III | 2 | ○ | | 2 | |
| | | | Communication in English VI | 2 | ○ | | 2 | |
| | 異文化理解 | | 北アメリカ文化論 | 4 | | ○ | 2 | 1 科目以上 選択必修 |
| | | | 英語文化圏概論 | 4 | | ○ | 1 | |
| | 各教科の指導法 | | 英語科教育法 I | 4 | | ◎ | 2 | |
| | | | 英語科教育法 II | 4 | | ◎ | 2 | |

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「英語学概論」「英語文学概論」「英語科教育法 I」「英語科教育法 II」は必ず修得しなければならない。
- (3) 英語学は、「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- (4) 異文化理解は、「北アメリカ文化論」「英語文化圏概論」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- (5) 「英語学概論」「英語文学概論」「Communication in English III」「Communication in English IV」「北アメリカ文化論」「英語文化圏概論」は、一般的包括的な内容を含む。

表 14-2 スペイン語学科 教科及び教科の指導法に関する科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学科で定める最低修得単位数 | 本学科開講科目 | 単位数 | 必修 | 選択 | 配当年次 | 備考 |
|-----------------------------|----------------|----------------|---------------------------|------|----|----|------|---------------|
| 教科及び教科の指導法に関する科目 (スペイン語) | スペイン語学 | 32 | スペイン語学概論 | 4 | | ◎ | 2 | |
| | | | スペイン語演習Ⅲ | 4 | ○ | | 2 | |
| | | | スペイン語演習Ⅳ | 4 | ○ | | 2 | |
| | スペイン文学 | | スペイン語文学概論 | 4 | | ◎ | 2 | |
| | | | スペイン文学史 | 4 | | ○ | 2 | |
| | | | スペイン語文学作品講読 | 4 | | ○ | 2 | |
| | スペイン語コミュニケーション | | Comunicación en EspañolⅢ | 2 | ○ | | 2 | |
| | | | Comunicación en EspañolⅣ | 2 | ○ | | 2 | |
| | 異文化理解 | | ベーシック・スペイン | 2 | ○ | | 1 | |
| | | | ベーシック・ラテンアメリカ | 2 | ○ | | 1 | |
| | 各教科の指導法 | | スペイン語科教育法Ⅰ | 4 | | ◎ | 3 | |
| | | | スペイン語科教育法Ⅱ | 4 | | ◎ | 3 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目(英語) | 英語学 | 32 | 英語学概論 | 4 | | ◎ | 1 | |
| | | | 言語学研究A | 4 | | ○ | 1 | 1科目以上 選択必修 |
| | | | 言語学研究B | 4 | | ○ | 1 | |
| | | | 言語学研究C | 4 | | ○ | 1 | |
| | | | 英語文学 | 言語分析 | 4 | | ○ | 1 |
| | 英語文学概論 | | | 4 | | ◎ | 1 | |
| | イギリス文学史 | | | 4 | | ○ | 1 | |
| | アメリカ文学史 | | | 4 | | ○ | 1 | |
| | 英語文学作品研究 | | | 4 | | ○ | 3 | |
| | 英語コミュニケーション | | Communication in EnglishⅢ | 2 | ○ | | 2 | |
| | | | Communication in EnglishⅣ | 2 | ○ | | 2 | |
| | 異文化理解 | | 北アメリカ文化論 | 4 | | ○ | 2 | 1科目以上 選択必修 |
| | | | 英語文化圏概論 | 4 | | ○ | 1 | |
| | 各教科の指導法 | | 英語科教育法Ⅰ | 4 | | ◎ | 2 | |
| | | | 英語科教育法Ⅱ | 4 | | ◎ | 2 | |

- (1) スペイン語学科生は、原則として「スペイン語」と「英語」の2教科の免許を取得しなければならない。
- (2) 必修、選択の別は、卒業要件による。
- (3) 選択科目中、◎印の「スペイン語学概論」「スペイン語文学概論」「スペイン語科教育法Ⅰ」「スペイン語科教育法Ⅱ」「英語学概論」「英語文学概論」「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」は、必ず修得しなければならない。
- (4) 英語学は、「言語学研究A」「言語学研究B」「言語学研究C」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (5) 異文化理解(英語)は、「北アメリカ文化論」「英語文化圏概論」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (6) 「スペイン語学概論」「スペイン語文学概論」「Comunicación en EspañolⅢ」「Comunicación en EspañolⅣ」「ベーシック・スペイン」「ベーシック・ラテンアメリカ」「英語学概論」「英語文学概論」「Communication in EnglishⅢ」「Communication in EnglishⅣ」「北アメリカ文化論」「英語文化圏概論」は、一般的包括的な内容を含む。

表 15 英米語学科・スペイン語学科 教育の基礎的理解に関する科目等

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学部開講科目 | 単位数 | | 配当年次 |
|------------------|-------------------------------------|-----------------|-----|----|------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 第3欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育基礎論 | 2 | | 1 |
| | | 教職概論 | 2 | | 1 |
| | | 教育制度概論 | 2 | | 2 |
| | | 教育心理学 | 2 | | 1 |
| | | 特別支援教育概論 | 2 | | 2 |
| | | 教育課程の意義と編成 | 1 | | 2 |
| 第4欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳教育の理論と実践 | 2 | | 1 |
| | | 総合的な学習の時間の理論と実践 | 1 | | 3 |
| | | 特別活動の理論と実践 | 2 | | 3 |
| | | 教育方法の理論と実践 | 2 | | 3 |
| | | ICTの活用方法と理論 | 1 | | 3 |
| | | 生徒・進路指導論 | 2 | | 3 |
| | | 教育相談 | 2 | | 2 |
| 第5欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習Ⅰ | 5 | | 4 |
| | | 教育実習Ⅱ | | 3 | 4 |
| | | 教職実践演習(中・高) | 2 | | 4 |
| 第6欄 | 大学が独自に設定する科目 | | | | |
| 合 計 | | | 30 | 3 | |

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
 - (2) 本表に定める科目は、卒業の要件とする単位に算入しない。
 - (3) 「教育実習ⅠおよびⅡ」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含むものとする。また、「教育実習Ⅱ」は、科目等履修生などを対象とした科目である。
 - (4) 「教職実践演習(中・高)」は、教育実習履修者を対象とし、原則として4年次秋学期に開講する。
- 2 本学科における免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、次の各表および次の各号に定める。

表 16-1 英米語学科 免許法施行規則第66条の6に定める科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学科開講科目 | 単位数 | 必修 | 選択 | 配当年次 |
|-------------------------|-------------------------------|--------------------|-----|----|----|------|
| 定める科目 免許法施行規則第66条の6に | 日本国憲法 | 憲法 | 4 | | ◎ | 2 |
| | 体育 | スポーツ健康科学 | 2 | | ◎ | 3 |
| | 外国語コミュニケーション | Academic Reading Ⅲ | 4 | ○ | | 2 |
| | 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 | デジタルリテラシー | 2 | | ◎ | 1 |

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「憲法」「スポーツ健康科学」「デジタルリテラシー」は、必ず修得しなければならない。

表 16-2 ス페인語学科 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

| 免許法施行規則 に定める科目区分等 | | 本学科開講科目 | 単 位 数 | 必 修 | 選 択 | 配 当 年 次 |
|-----------------------|-------------------------------|---------------------------|-------------|--------|--------|------------------|
| 定 め る 科 目 | 日 本 国 憲 法 | 憲 法 | 4 | | ◎ | 2 |
| | 体 育 | ス ポ ー ツ 健 康 科 学 | 2 | | ◎ | 3 |
| | 外国語コミュニケーション | Comunicación en Español I | 2 | ○ | | 1 |
| | 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 | デ ジ タ ル リ テ ラ シ ー | 2 | | ◎ | 1 |

(1) 必修、選択の別は卒業要件による。

(2) 選択科目中、◎印の「憲法」「スポーツ健康科学」「デジタルリテラシー」は、必ず修得しなければならない。

(履修継続要件)

第 116 条 教職課程履修者が、次年度継続して課程を履修できる要件は次の各号に定める。

- (1) 1 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 460 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 48 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 500 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (2) 2 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 470 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 52 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 530 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.0 以上であること。

(「教育実習」履修要件)

第 117 条 「教育実習」は、3 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目のうち、3 年次配当までの必修科目をすべて修得していること。
- (2) コア必修科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (3) コース科目(他コース科目、コース共通科目を含む)および全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目の平均点が 70 点以上であること。
- (5) 3 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 480 点以上であること。

- ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 54 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 560 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.5 以上であること。
- (6) 3 年次に実施される教育実習ガイダンスにすべて出席していること。
- 2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や 3 年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「教育実習」の履修を許可することがある。
- 3 第 1 項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 118 条 中学校教諭免許を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

(3 年次編入学生)

第 119 条 3 年次編入学における免許取得にかかる履修方法は、教務委員会が別途指示する。

第 2 節 日本語教員養成課程

(修了証の授与)

第 120 条 次の各号の要件をすべて充足した者に対して「修了証」を授与する。

- (1) 学則第 50 条第 3 項に定める卒業所要単位を修得し、学則第 51 条に定める学士の学位を有すること。
- (2) 日本語教員養成に関する科目のうち 54 単位以上を修得すること。

(履修方法)

第 121 条 日本語教員養成に関する科目の履修方法は表 17 および次の各号に定める。

表 17 日本語教員養成に関する科目の配当年次および必要単位数

| 科 目 | | 配当年次および単位数 | | | | 必修 | 選択 | 備考 | 必 修 単位数 |
|------------------------|------------|------------|---|---|---|----|----|----------------|-----------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | |
| 社会・文化・ 地域に関する 科目 | 現代国際政治史 | 4 | | | | | ○ | | 8 |
| | 国際安全保障論 | 4 | | | | | ○ | | |
| | 英語文化圏概論 | 4 | | | | | ○ | | |
| | 北アメリカ文化論 | | 4 | | | | ○ | | |
| | ヨーロッパ文化論 | | 4 | | | | ○ | | |
| | アジア文化論 | | 4 | | | | ○ | | |
| 言語と社会に 関する科目 | 経済学概論 | 4 | | | | | ○ | | 8 |
| | 社会学 | | 4 | | | | ○ | | |
| | 政治学 | | 4 | | | | ○ | | |
| | 科学とくらし | | | 4 | | | ○ | | |
| | 日本学 A | 4 | | | | | ○ | 1 科目以上 選択必修 | |
| | 日本学 B | 4 | | | | | ○ | | |
| 言語と心理に 関する科目 | 比較文化研究 | | 4 | | | | ○ | 2 | |
| | 心理学 | | | 4 | | | ○ | | |
| | 教育心理学 | 2 | | | | | ○ | | |
| 言語と教育に 関する科目 | 教職概論 | 2 | | | | | ◎ | 20 | |
| | 教育制度概論 | | 2 | | | | ◎ | | |
| | 教育方法の理論と実践 | | | 2 | | | ◎ | | |
| | 生徒・進路指導論 | | | 2 | | | ◎ | | |
| | 教育相談 | | 2 | | | | ◎ | | |
| | 日本語教授法 A | | 4 | | | | ◎ | | |
| | 日本語教授法 B | | 4 | | | | ◎ | | |
| | 日本語教育実習演習 | | | | 2 | | ○ | | いずれか1科目 選択必修 |
| 日本語教育実習 | | | | 2 | | ○ | | | |
| 言語に関する 科目 | 日本語学概論 | 4 | | | | | ◎ | 16 | |
| | 日本語学 A | 4 | | | | | ◎ | | |
| | 日本語学 B | 4 | | | | | ◎ | | |
| | 言語学研究 A | 4 | | | | | ○ | | 1 科目以上 選択必修 |
| | 言語学研究 B | 4 | | | | | ○ | | |
| | 言語学研究 C | 4 | | | | | ○ | | |
| | 言語分析 | 4 | | | | | ○ | | |
| 合 計 | | | | | | | | 54 | |

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「教職概論」「教育制度概論」「教育方法の理論と実践」「生徒・進路指導論」「教育相談」「日本語教授法 A」「日本語教授法 B」「日本語学概論」「日本語学 A」「日本語学 B」は必ず修得しなければならない。
- (3) 言語と社会に関する科目は、「日本学 A」「日本学 B」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- (4) 言語と教育に関する科目は、「日本語教育実習演習」「日本語教育実習」のうち、いずれか1 科目を修得しなければならない。
- (5) 言語に関する科目は、「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」「言語分析」4 科目のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- (6) 「教育心理学」「教職概論」「教育制度概論」「教育方法の理論と実践」「生徒・進路指導論」「教育相談」「日本語教育実習演習」「日本語教育実習」は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(履修継続要件)

第 122 条 日本語教員養成課程履修者が、次年度継続して課程を履修できる要件は次の各号に定める。

- (1) 1 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 460 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 48 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 500 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (2) 2 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 470 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 52 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 530 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.0 以上であること。

(「日本語教育実習演習」)

第 123 条 「日本語教育実習演習」は、日本語教員養成課程を履修する学生同士による日本語教授法研究または演習を行う科目である。

- 2 「日本語教育実習演習」を履修するには、3 年次終了時点で次の各号の要件をすべて充足しなければならない。
 - (1) 「日本学 A」「日本学 B」のうち 1 科目以上、「日本語教授法 A」「日本語教授法 B」「日本語学概論」「日本語学 A」「日本語学 B」の 5 科目すべて、「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」「言語分析」4 科目のうち 1 科目以上、を修得していること。
 - (2) コア必修科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (3) コース科目(他コース科目、コース共通科目を含む)および全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (4) 3 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 480 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 54 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 560 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.5 以上であること。
- 3 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「日本語教育実習演習」の履修を認めない。
- 4 第 2 項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や 3 年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「日本語教育実習演習」の履修を許可することがある。

(「日本語教育実習」)

第 124 条 「日本語教育実習」は、本学が併設する留学生別科において 3 週間の実習を行う。

- 2 「日本語教育実習」を履修するためには、3 年次終了時点で次の各号の要件をすべて充足しなければならない。
 - (1) 「日本学 A」「日本学 B」のうち 1 科目以上、「日本語教授法 A」「日本語教授法 B」「日本語学概論」「日本語学 A」「日本語学 B」の 5 科目すべて、「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」「言語分析」4 科目のうち 1 科目以上、を修得していること。

- (2) コア必修科目の総平均点が70点以上であること。
- (3) コース科目(他コース科目、コース共通科目を含む)および全学共通教育科目の総平均点が70点以上であること。
- (4) 日本語教員養成に関する科目の総平均点が80点以上であること。
- (5) 3年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が480点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が54点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが560点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が5.5以上であること。
- 3 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「日本語教育実習」の履修を認めない。
- 4 第2項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や3年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「日本語教育実習」の履修を許可することがある。

第 3 節 司書教諭の資格課程

(資格取得要件)

第 125 条 司書教諭の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 本学の教職課程において所定の単位を修得し、教員免許状を有すること。ただし、3年次編入学した者が編入学前に教員免許状を取得しているときは、この限りではない。
- (2) 司書教諭に関する専門科目(以下「専門科目」という)10単位を修得すること。

(履修方法)

第 126 条 履修方法は、表 18 により、学校図書館司書教諭講習規程第 3 条の規定にもとづき、10 単位を修得しなければならない。

表 18 司書教諭に関する専門科目

| | 科 目 | 単位数 | 履修年次 |
|------|--------------|-----|------|
| 専門科目 | 学校経営と学校図書館 | 2 | 3 |
| | 学校図書館メディアの構成 | 2 | 2 |
| | 学習指導と学校図書館 | 2 | 3 |
| | 読書と豊かな人間性 | 2 | 2 |
| | 情報メディアの活用 | 2 | 2 |

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証の授与)

第 127 条 修了証書は、本規程第 125 条の資格取得要件を充足した者に対して、文部科学大臣より授与される。ただし、教員免許状を取得後に授与の申請を行うため、修了証書の交付は卒業後となる。

第 4 節 図書館司書の資格課程

(資格取得要件)

第 128 条 司書の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 学則第 50 条第 3 項に定める卒業所要単位を修得し、学則第 51 条に定める学士の学位を有すること。

(2) 「図書館司書に関する科目」のうち、必修科目 22 単位をすべて修得すること。

(3) 「図書館司書に関する科目」のうち、選択科目 2 単位以上を修得すること。

(履修方法)

第 129 条 履修方法は、表 19 により、図書館法施行規則第 5 条の規定にもとづき、24 単位以上を修得しなければならない。

表 19 図書館司書に関する科目

| | | 科 目 | 単位数 | 履修年次 | |
|-------------|---------------|------------|---------|------|---|
| 図書館司書に関する科目 | 基礎科目 | 生涯学習概論 | 2 | 1 | |
| | | 図書館概論 | 2 | 1 | |
| | | 図書館制度・経営論 | 2 | 2 | |
| | | 図書館情報技術論 | 2 | 2 | |
| | 図書館サービスに関する科目 | 図書館サービス概論 | 2 | 1 | |
| | | 情報サービス論 | 2 | 2 | |
| | | 児童サービス論 | 2 | 2 | |
| | | 情報サービス演習 A | 1 | 3 | |
| | 図書館情報資源に関する科目 | 情報サービス演習 B | 1 | 3 | |
| | | 図書館情報資源概論 | 2 | 2 | |
| | | 情報資源組織論 | 2 | 1 | |
| | | 情報資源組織演習 A | 1 | 2 | |
| | 選択科目 (乙群) | 情報資源組織演習 B | 1 | 2 | |
| | | 図書館基礎特論 | 1 | 3 | |
| | | 図書館情報資源特論 | 1 | 3 | |
| | | | 図書・図書館史 | 1 | 3 |

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証明書)

第 130 条 学長は、本規程第 128 条の資格取得要件を充足した者に対して、司書の資格課程修了にかかる証明書を交付する。

第 8 章 雑 則

(雑 則)

第 131 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 132 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

第 9 章 改 廃

(改 廃)

第 133 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

| | | | |
|-----|-----------------|-----|-----------------|
| 改 正 | 昭和 52 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 53 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 13 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 54 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 14 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 55 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 15 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 56 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 16 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 57 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 17 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 58 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 59 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 60 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 62 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 昭和 63 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 22 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成元年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 2 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 3 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 4 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 5 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 6 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 28 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 7 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 29 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 8 年 4 月 1 日 | 改 正 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 9 年 4 月 1 日 | 改 正 | 2019 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 10 年 4 月 1 日 | 改 正 | 2020 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 平成 11 年 4 月 1 日 | | |

附 則

1. 本規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

